

名称	上構地区土地利用計画			
区域	位置	姫路市林田町上構、林田町六九谷の一部	面積	市街化区域含む 91.2 ha 市街化調整区域のみ 87.5 ha
	目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p style="text-align: center;"><small>はふりだ</small> <b>鴨池や祝田神社がある自然や歴史豊かな中で 人とのつながりを大切にしながら 安心して暮らせるまち 上構</b></p> <p>上構地区は鴨池や祝田神社があり、自然や歴史に囲まれ、近くには国道 29 号が通り、姫路市中心部やたつの市へのアクセスも便利な地区です。人とのつながりを大切にし、助け合いながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p>		
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>自然や歴史などの地域の魅力を守り、活かすまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代に農業を引き継ぐ環境を育み、鴨池や祝田神社などの自然や歴史の保全と活用を目指します。</li> </ul> </li> <li>安心で快適に暮らし続けられるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の実施や、水路や田畑、空き家などを適切に管理し、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。</li> </ul> </li> <li>人とのつながりを大切にしたまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>挨拶や見守り、助け合い、共同活動などを行い、人とのつながりを大切にします。</li> </ul> </li> </ol>			
基本計画	計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口 <small>林田町上構の昭和 46 年以降で最大の人口：303 人（昭和 57 年） 六九谷地区内の上構自治会員の昭和 46 年以降で最大の人口：16 人（令和 2 年）</small>	319	人
	集落区域の上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 <small>（計画人口÷世帯当たり人口[2.52 人/戸]÷戸数密度 [10 戸/ha] -市街化区域面積）</small>	8.9	ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		（保全区域）	13.7 ha
	・神社（祝田神社など）、寺（圓福寺）、ため池（新池）、国有林、保安林、墓地は保全区域とします。			
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		（森林区域）	44.3 ha
	・地域森林計画対象民有林を含む里山は森林区域とします。			
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		（農業区域）	18.6 ha
	・農業振興、良好な田園景観の形成や豪雨時の貯留機能など、農地の多面的機能のため、農用地区域や第 1 種農地とその周辺の一体的な農地について農業区域とします。			
	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		（集落区域）	6.6 ha
	・既存集落について良好な生活環境の保全を図り、集落に介在する農地や空き地については、コミュニティ維持のための戸建て住宅等が建てられるよう集落区域とします。			
	オ その他区域		（その他区域）	4.3 ha
・林田グラウンド、資材置場、大規模太陽光発電施設等はその他区域とします。				
カ 市街化区域		（市街化区域）	3.7 ha	
・市街化区域は土地利用計画の対象外とします。				

取 組 み	守る	<p><b>【自然環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区南西部に広がる優良な農地については、適切な管理、保全を目指します。</li> <li>・ 景観を阻害する工作物を設置しないよう努めます。</li> </ul> <p><b>【伝統・文化の継承】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祝田神社の祭りなどの伝統行事の継承を目指します。</li> </ul> <p><b>【コミュニティの維持】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挨拶、子どもや高齢者の見守り、助け合い、共同活動など、人とのつながりを大切にしていきます。</li> </ul>
	改善する ・ 創る	<p><b>【安心して暮らせる環境づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難経路の維持管理、水路整備などの防災対策や、街灯の整備など、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。</li> </ul> <p><b>【自然環境、景観の改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内の草刈りや水路の美化を行い、景観の向上に努めます。</li> <li>・ 空き家や荒れ地の適切な管理を行うよう、所有者への啓発に努めます。</li> </ul> <p><b>【農業の活性化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生動物による農作物への獣害対策に取り組みます。</li> <li>・ 新規就農者への農作業などのアドバイスを実施し、休耕地の活用に取り組みます。</li> </ul> <p><b>【コミュニティの活性化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な声掛けや秋まつりやとんどを盛り上げ、地域の一体感の向上に取り組みます。</li> </ul>
	活かす	<p><b>【地域資源の活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祝田神社は、地域の貴重な歴史文化として管理保全を続けるとともに、訪れる人のための案内板の設置や景観植物（もみじ）の植樹などの環境整備に努めます。</li> <li>・ 交流の活性化を目指し、古民家や空き家の活用に取り組みます。</li> </ul>
備 考	まちづく りの ルール	<p><b>【まちづくり協定】</b></p> <p>上構地区には、まちづくりのルール（協定）があります。建物等を建築しようとする者は、上構地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p><b>【まちづくり協定の運営】</b></p> <p>地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p><b>【連絡先】</b></p> <p>上構地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>